

(定義)	改 正 後
第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
〔一～十 略〕	〔一～十 同上〕
十一 特定受任行為の代理等 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。 (簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)	十一 特定受任行為の代理等 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。 (簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)
第四条 令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。	第四条 〔同上〕
〔一～十 略〕	〔一～十 同上〕
十一 令第七条第一項第六号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの	十一 令第七条第一項第五号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの
十二 令第七条第一項第七号に定める取引のうち、次に掲げるもののイ 電話を受けて行う業務に係るものであつて、電話による連絡を受ける際には法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者たち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結(当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。)	十二 令第七条第一項第六号に定める取引のうち、次に掲げるもののイ 電話を受けて行う業務に係るものであつて、電話による連絡を受ける際には法第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者たち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結(当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。)
〔ロ 略〕	〔ロ 同上〕

〔十三 略〕

〔2・3 略〕

(顧客等の本人特定事項の確認方法)

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第

一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

〔一 略〕

二 法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。）当該顧客等から旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）であつて、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるもの又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。次条第一号イ及び第三号において單に「船舶観光上陸許可書」という。）の提示を受ける方法

〔三 略〕

2 特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくはヌ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月

〔十三 同上〕

〔2・3 同上〕

(顧客等の本人特定事項の確認方法)

第六条

〔同上〕

〔一 同上〕

二 法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。）当該顧客等から旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。）であつて、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるものの提示を受ける方法

〔三 同上〕

2 特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくはヌ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月

日の記載があるので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくは又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔一三略〕

四
当該顧客等が自然人である場合にあつては、前各号に掲げるもの
のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類
するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（国家公
安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、
財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交
通大臣が指定するものを除く。）

二三同上

に掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくは又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

のを除く。

四
当該顧客等が自然人である場合にあつては、前各号に掲げるもの
のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類
するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（国家公
安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働
大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するも

〔五 略〕

〔3・4 略〕

(本人確認書類)

第七条 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他に掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）次に掲げる書類のいずれか

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百四条の四第五項（同法第一百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

〔五 同上〕

〔3・4 同上〕

(本人確認書類)

第七条 前条第一項に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 「同上」

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百四条の四第五項（同法第一百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律第二条第七項に規定する個人番号カード、前条第一項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは、「当該自然人」とする。）若しくは船舶観光上陸許可書又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

〔口○ニ 略〕

ホ イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

〔一 略〕

三 前条第一項第二号に掲げる者 同号に規定する旅券等又は船舶觀光上陸許可書

四 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 第一号又は第二号に定めるもの（この場合において、第一号中「当該自然人」とあるのは「当該外国人」と、第二号中の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他こ

法律第二条第七項に規定する個人番号カード若しくは旅券等又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

〔口○ニ 同上〕

ホ イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（国家公安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

〔一 同上〕

三 前条第一項第二号に掲げる者 旅券等

四 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 第一号又は第二号に定めるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他こ

「当該法人」とあるのは「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。)のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの(自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)

(本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等)

第八条 法第四条第一項第一号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 令第七条第一項第一号ツ若しくはノ若しくは同項第四号ハからへまでに掲げる取引又は同項第六号に定める取引(当該貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。)

一 令第七条第一項第一号ツ若しくはノに掲げる取引又は同項第五号に定める取引(当該貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。) 国籍及び旅券等の番号

〔二 略〕

〔2 略〕

(職業及び事業の内容の確認方法)

第十条 法第四条第一項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第三号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

〔一・二 略〕

三 外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等 前号に

れに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの(自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)

(本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等)

第八条 「同上」

〔二 同上〕

〔2 同上〕

(職業及び事業の内容の確認方法)

第十条 「同上」

三 外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等 前号に

定めるもの（この場合において、前号中「当該法人」とあるのは、「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。）のほか、次に掲げる書類のいずれか又はその写しを確認する方法

〔イ・ロ 略〕

（確認記録の保存期間の起算日）

第二十一条 〔略〕

- 2 前項に規定する「取引終了日」とは、次の各号に掲げる確認記録を作成した特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 令第七条第一項第一号イからヘまで、チからヌまで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（代理又は媒介を除く。）、カ（媒介を除く。）、ヨ若しくはナからヰまでに掲げる取引、同項第二号、第三号、第四号イ若しくはロ、第六号若しくは第七号に定める取引又は令第九条に規定する取引 当該取引に係る契約が終了した日

〔二 略〕

〔3 略〕

（取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等）

第二十二条 令第十五条第一項第四号に規定する主務省令で定める取引

は、次の各号に掲げるものとする。

〔一～三 略〕

四 その代金の額が二百万円を超える法第二条第二項第四十二号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

定めるもののほか、次に掲げる書類のいずれか又はその写しを確認する方法

〔イ・ロ 同上〕

（確認記録の保存期間の起算日）

第二十二条 〔同上〕

- 2 「同上」
- 一 令第七条第一項第一号イからヘまで、チからヌまで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（代理又は媒介を除く。）、カ（媒介を除く。）、ヨ若しくはナからヰまでに掲げる取引、同項第二号、第三号、第五号若しくは第六号に定める取引又は令第九条に規定する取引 当該取引に係る契約が終了した日

〔二 同上〕

〔3 同上〕

（取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等）

第二十二条 〔同上〕

〔一～三 同上〕

四 その代金の額が二百万円を超える法第二条第二項第四十一号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

五 法第二条第二項第四十三号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

（法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法）

〔2 略〕

（法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法）

〔第二十七条 略〕

（法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法）

〔2 同上〕

（法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第一百二十三条第一項第二号の規定により選任した統括管理する者」とする。）

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条 法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

〔一～三 略〕

四 顧客等との取引が第二十七条第一項第二号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たつて、当該取引を行ふことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

〔五～七 略〕

〔2～4 略〕

（身分証明書の様式等）

第三十三条 法第十六条第一項又は第十九条第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書（次項において「身分証明書」という。）の様式は、別記様式第五号のとおりとする。ただし、

五 法第二条第二項第四十二号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

（法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法）

〔第二十七条 同上〕

（法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法）

〔2 同上〕

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条 同上

〔一～三 同上〕

四 顧客等との取引が第二十七条第三号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たつて、当該取引を行ふことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

〔五～七 同上〕

〔2～4 同上〕

（身分証明書の様式等）

第三十三条 同上

次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

〔一・二 略〕

三 カジノ管理委員会の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書

〔2 略〕

(外国通貨によりなされる取引の換算基準)

第三十五条 法、令及びこの命令を適用する場合における本邦通貨と外

国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算は、次の各号に掲げる

区分及び方法による場合を除き、当該規定においてその額について当

該換算をすべき取引又は特定受任行為の代理等が行われる日における

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条

第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行

うものとする。

一 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に
規定する政令で定める業務及び第二条第二項第四十号に掲げる者の
項に規定するカジノ業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨と
の売買を伴うもの 当該本邦通貨と外国通貨との売買において適

される実勢外国為替相場を用いて換算する方法

〔二 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

第三十五条 「同上」

〔2 同上〕

(外国通貨によりなされる取引の換算基準)

一 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に
規定する政令で定める業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨
との売買を伴うもの 当該本邦通貨と外国通貨との売買において適

用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法

〔二 同上〕